

# 季節労働者がSOS

ボーナスというものを死ぬ前に一度でもよいからもらってみたい。



さとう りょういち  
佐藤 陵一

(建設一般全日自労)  
(北海道本部書記長)

「二十三人の役員が十月初め、電話訪問など手わけをして四百三十九人の組合員の就労状態を聞きました。その中で五十日の一時金の資格のつかない人が四十一人です。また、一年間の生活相談は、生活保護が十五件、サラ金二件、仕事の紹介三十件、労災五件、賃金不払い九件です。」

この発言は、十一月に開かれた季節労働者対策会議の一コマです。ここに北海道の季節労働者のおかれている現状を見ることが出来ます。

## 失業を余儀なくされた

最初に、他県では理解しづらいと思われる北海道に「暑い冬」をつくりだしてきた季節労働者と、十年前の失業保険法の改悪がもたらした実態の説明が必要です。普通、季節労働と言えは生産や労働がある季節シーズンにだ

け集中する比較的短い労働のことです。酒造りの仕込み、みかんの収穫、北海道では冬山造材、ニシンの漁獲などが代表例でした。

ところが、建設一般全日自労がたたかいて組織したのは、こうした労働者でも、東北の季節的な出稼ぎ農民ともちがいます。それは夏の間建設現場で働き、冬になると、積雪と寒冷の気象条件に強く影響されて、資本の活動自体が季節性をもつ建設業から、少なくとも四ヵ月間（平均就労期間は七・二六ヵ月）は雇用、あるいは就業が中断され、失業を余儀なくされて、失業を繰り返かえず「専業の建設労働者」でした。そしてこれらの労働者の大部分は九十日の失業給付金が冬期の唯一の糧でした。こうした労働者が北海道に雇用労働者の六人に一人、三十万人存在し、家族をふくめると百万人という数の大きさがまず重大でした。

そして、この状態に激変を与えたの



「地場産業を大切にする生活に密着した公共事業を拡充して仕事をよこせ」  
と対道交渉する建設一般全日自労北海道本部の幹部、組合員の皆さん。

が、失業保険から雇用保険法への改悪  
でした。法の成立で季節労働者は、「毎  
年予定された失業を繰り返かえすので保  
険になじまない」と、一般労働者と差  
別、切りはなしが行われ、特例として  
五十日分の一時金の支給となったので  
す。

## 企業組合が 運動のテコ

当時、九十日分の総額は約六百二十  
億円で函館市の歳出の二倍でした。漁  
業が中心の島牧村では、有権者の三分  
の一をこえる七百六十二人が受給し、  
その金額は一億七千万円で、これも同  
村の東西二つの漁協の水揚高の二倍で  
した。この給付金の四十日分の切り下  
げは男子で十四万円、年収の八・五％  
にもなり、北海道全体では二百九十五  
億円にも及びました。

まさに、季節労働者の生活を直撃す

る死活問題となり、地域経済をも破壊  
するものでした。たたかいは、はく息  
も白く、指がカジカム（冷めた）感覚  
がなくなる。厳寒の職安前ピラまきか  
ら始まりました。以来十年余の運動は  
一言では述べられませんが、次のよう  
な特徴をもっています。

第一は「地元で働く仕事をよこせ」  
「九十日支給を復活せよ」という冬期  
の雇用不安、失業反対のとりくみから  
賃金、労働条件など基幹産業労働者に  
ふさわしい社会的、経済的地位の向上  
をめざす労働組合運動に急速に発展し  
てきていること。

第二は、業者、自治体ぐるみの対政  
府闘争の中で、労働省の施策では数少  
ない労働者に対する直接助成の「職業  
講習制度」をつくらせ、二度の延長を  
実現してきたことにあります。

講習は一日三時間、自分たちで出資  
してつくりあげた企業組合で、通年雇  
用に役立つ知識や技能を身につけるこ



「地元で働く仕事と失業給付90日支給復活を」と職安交渉にむけてデモ行進する北海道季節労働者の皆さん。

とで、二十日を限度に国から一日当たり四千二百円の給付金が支給される制度で、この活用が北海道の季節労働者の運動の大きなテコになっています。

過去六年間の実績は、労働者数で八十一万人、受給額で七百四十二億円になり、季節労働者は奪われた四十日分の半分をとりかえました。

## 六人に一人 が就労排除

当面する最大の課題は、「仕事の確保」、雇用創出問題です。長びく不況、

公共事業の減少は、深刻な雇用不安、失業増大となって表面化しています。冬の生活の命綱である五十日の一時金

(平均男子二十三万円、女子九万円)の受給資格がつかない、つまり月十一

日以上、六ヶ月間の就労が確保されない「夏の季節労働」からも失業する事態が進行し、その数は四万人と推定されるのです。六十五歳以上はすでに六人に一人が就労排除されています。

私たちが四年間続けてきた八月の就労調査(仕事の最盛期、この時点で失

業していれば一時金の資格はつかず、講習資格ありません)では、平均で八・六%、二万人近い失業状態で推移してきています。

こうした中で、私たちの運動は何よりも一時金の資格取得のために職安、自治体、そして業界への「つなぎ就労対策」と冬期就労事業の実施を求める点にあります。

また、自らの力で雇用創出をはかるために、企業組合や、中高年事業団で仕事の受注を拡大し、昨年は公共事業一億円をふくめ三億五千万円に到達しています。

課題のもう一つは、賃金、労働条件の改善と、あらゆる生活相談、生活防衛のとりにくみを強めなければならぬ点です。

「ボーナスというものを死ぬ前に一度でもよいからもらってみたい」というこの言葉におかれている労働条件が象徴されています。八月の調査では、

昨年比べて賃金が「安い」との回答が一九・七%、「同じ」が五五・二%で八割が実質賃金の低下です。国が助成を行っている公共事業では適用が義務づけられている建設業退職金共済の証紙添付率は二四%にすぎません。企業に雇用されていても、季節労働者の半数以上が国民健康保険なのです。

問題は明確です。大手建設資本の地元業者に対する横暴と元請責任の回避、行政指導の不十分さに原因があるのです。

## 自覚を高め 新たに前進

私たちの運動は、公共事業に徹底してメスを入れること、そして「あまりにもひどい」「せめて世間並みにしてほしい」という切実な要求を社会問題化し、世論の合意を得ながら行政指導を強めさせていくものとして前進してき

「軍事費を削って暮らしを守れ」と毎年開かれる全道決起集会での季節労働者



ています。

また、よせられる相談に応えながら、組合員証の提示で物が安く買える、トコヤの割り引きができるなどの指定店制度や、味噌、しょう油の共同購入など必死の生活防衛の毎日です。

軍拡・臨調路線は、季節労働者のギリギリの生活をはるかに越えて生活苦

を強めるものとなっていますが、北海道の季節労働者は三万人が企業組合に結集し、一万三千人が建設一般全日自労に加入するまでに自覚を高め、たまたかの経験を蓄積してきました。今年の冬は文字どおり三万人の労働組合に飛躍し、新たな前進を決意しているところなのです。